

保育所(園)Q&A

Q1. 保育所(園)とはどのような施設ですか？

保育所(園)とは、保護者が働いており、病気などのために、昼間家庭で十分に保育が受けられない児童を、保護者にかわって保育する児童福祉法に基づいた児童福祉施設です。

Q2. 保育所(園)へ入所できる基準を教えてください

保護者が、次のような事情で児童の保育ができない場合は、保育所(園)での保育を受けることができます。

- (1)家庭外で仕事をしていること。(週3日以上、かつ1日4時間以上)
- (2)家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしていること。
- (3)妊娠中であるか又は出産後間がないこと。(出産又は出産予定日の前後8週間)
- (4)疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- (5)長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。
- (6)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7)村長が認める上記(1)～(6)に類する状態にあること。

ただし、同居の親族やその他に保育できる人がいる場合は除きます。

Q3. 保育料は無償化となりましたが、他に費用は必要ですか？

雑費(制服代、体操服代、絵本代など)や延長保育料、給食費(主食費)などは含まれておりません。これらの費用は直接保育所(園)にお支払いいただきます。副食費は村の独自施策で、すべての世帯において4,500円/月までを無償とします。

Q4. 年度の途中や月の途中からでも入所ができますか？

定員に余裕があれば入所できます。入所の空き状況はホームページで確認することができます。原則として入所希望月(月の初日の場合)の1ヶ月前から20日(20日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)を期限として、随時申し込みを受け付けています。

Q5. 育児休業中でも保育所(園)の申込みはできますか？

保育所(園)は家庭で保育することができない児童を対象とした施設のため、育児休業の取得中は入所の対象となりません。育児休業が明けた時点(復

職日)より入所の対象として扱いますので、入所希望月中に復職することが確認できれば申込みはできます。

Q 6. 祖父や祖母と同居していますが、保育所(園)の申込みはできますか？

祖父母等が満65歳未満で、児童を保育できる場合は、お申込みはできません。保育できない場合は、祖父母の保育に欠ける事由証明及び申告書の提出が必要です。

また住民票上祖父母等と世帯分離していても、住所が同じ場合は祖父母等の保育に欠ける事由証明及び申告書の提出が必要です。

なお、満65歳以上の場合は、書類の提出は不要です。

Q 7. 出産の理由で入所した場合、産後期間が終わっても、引き続き入所できますか？

出産を理由に入所した場合、産後8週の属する月の月末までの入所となります。

その後も引き続き入所を希望する場合は、お仕事等の理由で、家庭で保育できない状況が確認できれば引き続き入所できます。そのため、下の子(出産した児童)の入所申込み手続きと、母の保育に欠ける事由証明及び申告書の提出が必要です。

Q 8. 仕事を辞めました。保育所(園)は退所しなければなりませんか？

仕事を辞めて、家庭で保育できる場合は退所していただきます。ただし、仕事を辞めても、「次の仕事を探す」という場合は、最大3ヶ月間は、引き続き保育所(園)に入所可能です。ただし、事前に健康福祉課まで連絡してください。所定の期日までに新しい勤務先の保育に欠ける事由証明及び申告書の提出があった場合は、その後も入所できることとなります。

Q 9. 保育所(園)を退所するときは、届出は必要ですか？

卒園以外の理由で保育所(園)を退所する場合は、退所日までに健康福祉課又は保育所(園)へ退所届の提出が必要です。用紙は健康福祉課及び保育所(園)にあります。

Q10. 入所後に勤め先などが変わりました

勤務先や家族構成、住所など入所申込書に記載した事項に変更があった場合や所得更正があった場合は、すみやかに健康福祉課にお知らせください。

Q11. 保育所（園）は見学できますか？

見学することができます。保育所（園）に電話でお問い合わせください。

Q12. 村外の勤め先の近くにある保育所に入所できませんか？

保護者の勤務先近くに保育所（園）がある場合などは、居住地以外の保育所（園）へ入所ができる場合があります。ただし、入所は居住地の児童の入所が優先されますので、必ず入所できるとは限りません。一度、村役場健康福祉課にご相談ください。

Q13. 子どもに食物アレルギーがありますが、預けることはできますか？

村内に所在するげんき保育園では、医師の指示のもとで保護者との連携を保ち、集団給食の範囲の中で除去食対応等を行っています。詳しくはげんき保育園に直接お問い合わせください。

Q14. 子どもに障がいがありますが配慮はしてもらえますか？

心身の発達に何らかの障がいがあっても、集団保育が可能な子どもであれば、専門機関と連携し指導を受けながら保育を実施しています。

Q15. 第2子以降の子どもを出産しましたが、入所は継続できますか？

保育所（園）入所中に第2子以降の子どもを出産された場合、出産日から起算して8週間後の月末で出産の要件が終了します。翌月からの保護者の就労状況によって入所されている児童について、保育の実施を継続されるかまたは退所されるかの確認をさせていただきます。

・育児休業を取得する場合

在園児童が当該年度の4月1日現在の年齢で0歳児から2歳児は退所となり退所届を提出してください。3歳児から5歳児は保育の実施継続か退所か選択できます。（保育の実施継続を希望する場合は、在籍証明書・在所（園）児の保育の実施依頼書を提出してください。）

・育児休業を取得しない場合

出産の要件が終了する翌月から、就労する人については、在所（園）児童は保育の実

施継続をします。（その場合、出産された子どもの入所申し込み又はどのようにして保育するか確認書類が必要です）

就労されない人については、在所（園）児童は退所となります。